別記第七十九号様式を次のように改める。

別記第七十九号様式（第五十八条の四関係）

番　　号
年　月　日

日本国政府法務省

通　　知　　書

殿

年　　月　　日付け　　からの

に対する審査請求について，出入国管理及び難民認定法第61条の２の９第６項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第30条第１項の規定に基づき，審査請求人が申述書を提出すべき期間を

年　　月　　日　まで

と定めたので，通知します。

なお，上記の期間内に申述書が提出されない場合，出入国管理及び難民認定法第61条の２の９第６項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第41条第２項第１号の規定により，審理手続を終結させることがあります。

難 民 審 査 参 与 員

（注）用紙の大きさは，日本工業規格Ａ列４番とする。

別記第七十九号の二様式を次のように改める。

別記第七十九号の二様式（第五十八条の五関係）

番　　号
年　月　日

日本国政府法務省

通　　知　　書

殿

年　　月　　日付け　　からの

に対する審査請求について，

□　行政不服審査法第30条第２項の規定に基づき，　　が

意見書を提出すべき期間を

年　　月　　日　まで

□　行政不服審査法第32条第３項の規定に基づき，　　が

証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を提出すべき期間を

年　　月　　日　まで

と定めたので，通知します。

難 民 審 査 参 与 員

（注）用紙の大きさは，日本工業規格Ａ列４番とする。